

目 次

○第1号（11月7日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・閉会	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 報告第12号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第7号））	3
日程第 4 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第 5 議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業みんなの広場等備品購入業務）	10
日程第 6 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）	13
日程第 7 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第 8 議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業みんなの広場等備品購入業務）	15
日程第 9 議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	17
会議時間の延長	22
日程第10 議案第94号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第11 議案第95号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結について	27
閉 会	34

令和 7 年 第 7 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 錄

第 1 号

11月7日（金）

令和7年第7回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和7年11月7日（金曜日）

議事日程 第1号

令和7年11月7日（金曜日）午後1時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第12号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第7号））

日程第 4 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）

日程第 6 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）

日程第 7 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）

日程第 9 議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第10 議案第94号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第95号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君	12番	清水 健一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴 君	副村長	小池秀樹 君
総務企画課長	一倉学 君	税務会計課長	早川弘行 君
住民生活課長	富澤光彦 君	健康保険課長	碓井由果 君
産業振興課長	狩野宏記 君	建設課長	山口誠一 君
上下水道課長	岡部貴一 君	教育長	須永光明 君
学校教育課長	湯澤知佐子 君	生涯学習課長	村上誠 君

事務局職員出席者

事務局長 関口健一 書記 天田華子

◎開会・開議

午後1時開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、こんにちは。

また、午前中の全員協議会お疲れさまでした。

ただいまから、令和7年第7回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番一倉靖子議員、3番柳岡利精議員を指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきまして、議会運営委員会においては本日1日限りとするに決定いたしました。
お詫びいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 報告第12号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第7号））

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、報告第12号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 學君発言]

○総務企画課長（一倉 學君） 報告第12号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第7号））の説明を申し上げます。

議案書につきましては1ページをご覧になってください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定について、こちらによりまして、次のとおり専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

提出日は、記載のとおりとなります。

処分件名につきましては、令和7年度榛東村一般会計補正予算（第7号）。

処分年月日は、令和7年10月24日となってございます。

報告の内容でございます。

議案書2ページをご覧になってください。

専決処分書となります。

第1条で、歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,656万2,000円としようとするものでございます。

第2項では、その補正内容は3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

以下、第1表の歳入は3ページ、歳出が4ページとなっております。

続きまして、議案参考資料は1ページをご覧になってください。

趣旨・目的については、先ほどの説明のとおりでございます。

議案参考資料4ページをご覧になってください。

歳入ですが、20款1項基金繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に充てるため財政調整基金から22万8,000円を繰り入れるものでございます。

以上が収入でございます。

議案参考資料5ページをご覧になってください。

続いて、歳出ですが、9款消防費、1項消防費、消防団運営費に要する経費となってございます。

10節需用費に22万8,000円を計上させていただきました。

なお、今回の補正につきましては、本年度に新たに榛東村消防団に入団した3人の女性団員がラッパ隊に配属されたことに伴い、令和8年1月11日に実施予定の消防団出初め式におけるラッパ吹奏の制服が必要となり、今回計上させていただいたものでございます。村でも消防団員が減少する中、消防団員の人材を確保するため団員の待遇改善、新規消防団員の募集活動や消防団のPR活動等を積極的に行っております。そのような中、消防団長及びラッパ長からもその3人を出初め式にラッパ隊としてぜひ参加させたいという要望が寄せられておりました。また、ラッパ隊の制服につきましては、肩の装飾等をはじめ加工なども必要であり、製作におよそ1か月半の時間を要することが判明したため、消防団出初め式までの納品期間、時間を考慮した上で、今回専決処分とさせていただいたものでございます。

以上で報告第12号の説明とさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 中島由美子議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今説明をいただきまして、榛東村の消防団なので榛東村のラッパ長の制服の形、様式というのが決められているんでしょうか。それとも日本消防協会のものなんでしょうか。日本消防協会だとすると、それぞれオーダーメードで作るのか、セミオーダーなのかとか、そこらへんはどのようなご判断だったんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの制服の話につきましては、こちら消防団の統一された制服という形で認識しております。また、女性隊員のラッパ隊の制服ということで、既存の制服等が今現在、存しないため、新たに採寸を測っていただきまして、その団員のための制服を準備させていただく、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） オーダーメードということですね。あと、日本消防協会の規定の制服ということじゃなくて、榛東村独自のデザインということでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時17分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの制服の件なんですけれども、こちらにつきましては、現在、購入した業者の方に確認を取らせていただいている最中でございますので、判明次第、早急にお答えさせていただきたいと思います。

また、こちらの制服につきましては、通常に販売されているものでございまして既製品でございまして、サイズを合わせる、といったものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。



◎日程第4 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は7ページから12ページでございます。議案参考資料につきましては8ページから15ページにかけてでございます。

説明は、議案参考資料により行わせていただきます。

議案参考資料の8ページをお開きください。

概要です。

趣旨・目的。榛東村中央公民館を11月末で閉館し、新井地内に新設した公民館を開設することに伴い所要の改正を行うとともに、条例並びに使用料等の見直しを行うものでございます。

概要です。

第1条におきまして、名称「榛東村中央公民館」を「しんとぴあ」に改める。

位置「榛東村大字山子田797番地」を「榛東村大字新井152番地」に改める。

使用の制限に関する規定を加える。

使用料等を改める。

免除規定を改める。

第2条におきまして、題名「榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」を「榛東村南部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」に改める。

設置に係る規定を改める。

使用料等を改める。

使用料の減免規定を改める。

関係法令は、社会教育法第21条でございます。

予算措置につきましては、不要でございます。

9ページ以降、新旧対照表が載せてございます。一部、補足の説明をさせていただきたいと思います。

議案参考資料の10ページをお開きください。

ちょうど中ほど、使用料第7条の規定がございます。第7条第2項に、「村長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」という規定がございます。午前中に行われました全員協議会におきまして、ここの村長はというところは大丈夫か、教育長でなくて大丈夫でしょうかという質疑がありましたが、それについてお答えをしたいと思います。

まず、使用料の減免措置につきましては、使用的許可により発生した使用料の納付義務を免除する行為でありまして、予算の執行であり、予算の執行権は地方自治法第180条の6第1号の規定によつて、教育委員会ではなく長の権限とされているものです。この村長はという書き方で誤りはございませんでした。その減免措置をする権限を地方自治法の規定に基づいて、教育委員会に委任する場合においては、教育委員会において減免措置を行うことが可能であるということでございまして、村長の権限に属する事務の一部を委任する規則というものを確認してまいりました。その中で、社会体育施設やコミュニティセンター、小・中学校の施設の開放に関する条例、また榛東南部公園の設置及び管理に関する条例、そうしたところの例えは使用料を徴収すること、また、使用料の全部または一部を免除すること、こうした事務が村長が教育委員会教育長に委任するというふうに規定してございますので、今回提出させていただいている条例改正案をお認めいただいた後には、この村長の権限に属する事務の一部を委任する規則改正いたしまして、しんとぴあの設置及び管理に関する条例、南部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例もこちらに加えて適用してまいりたいと、そういうところでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

議案書の、すみません、12ページをお開きください。

この条例は、令和7年12月20日から施行させていただこうとするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 総括的な質疑をさせていただきます。

社会教育法によるしんとぴあ、中央公民館ということでございますが、第21条における公民館等を設置するということの条例改正になっておりますけれども、この公の施設というのは、今の中央公民館を廃止するという条例は不要なんでしょうかというのが1点。

そして、もう1点は、公民館というのが社会教育法で定義されていますので、しんとぴあというすばらしい名称をこの表題にすることでなく、やっぱり中央公民館という名前にして、そしてしんとぴあを略称とするというような、外でも中でも公民館はどこにあるのといったとき、しんとぴあだよという部分になることを期待しているのかどうかということと、あと、3点目ですね。3点……

○議長（善養寺 孝君） 2問までだから、2問までにしてください。

○9番（中島由美子君） 2問しかできないということですか。

○議長（善養寺 孝君） 1つでね。

○9番（中島由美子君） はい、いいですよ。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） ただいまの中島議員さんから、まず、中央公民館を廃止しなくて大丈夫かというご質問につきましては、現在、中央公民館の設置及び管理に関する条例、そちらを改正していくことで、引き続き、館の移行ができる。名称や位置を改正していくことで足りるということで、榛東村中央公民館の条例をわざわざ廃止しないで、今回、条例改正で行っていこうというのが第1条のものでございます。

あと、名称をいろいろ検討したところ、公募を行いました、実際には100件ほど応募があったんですが、その中から絞り込みを行い、村内的小・中学生による投票も行った上で決定させていただいたと。しんとぴあという名称の中に公民館というふうに書かれていないんですが、その辺は、特に書かなくても差し支えないという確認が取れていますので、しんとぴあという子どもたちからも愛着を持っていただけるように、その名称そのままを使わせていただこうということで今回提案するものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 廃止しないで移転ということですと、中央公民館が新井へ移ったということだろうと思いますけれども、公の施設というのは、今ある場所を廃止するという手続が必要と思われるんですが、それが要らないということでいいということと、あと、しんとぴあの名前がどうだこうだ言っているわけじゃなくて、条例、法令の名前に公民館という名前がないと、榛東村には図書館法の図書館もないですし、中央公民館という社会教育法の公民館というのもなくなっちゃうんですけど

れども、そこら辺の議論はされましたか。

以上2点。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） まず、しんとぴあにつきましては、社会教育法に基づく公民館でございます。その辺が分かるようなところにつきましては、議案参考資料の9ページをご覧いただきたいんですが、9ページの第2条です。そこに社会教育法第21条の規定に基づく公民館を次のとおり設置する。名称につきましては、しんとぴあ。そして位置を榛東村大字新井152番地とするということで、条例に規定させていただき改正させていただきまして、村民の皆さんにも新しい公民館の名称ということで募集もしてきており、また、補助事業で実施をしておりますが、防衛施設局にも確認をしながら今回の決定に改正案の作成に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 中央公民館がしんとぴあという名称の条例をつくりたいということが分かりました。

その上で、その中央公民館が提供するサービスというものが変わりなくされるということだろうと思うんですが、この第10条、議案書の9ページ、第10条、たくさんいろいろな名前がついているんですけれども、どこがどこだか分からないので、絵面が示されていないんですけども、こういった場合にどこの部屋だというのは、条例上示しておかなくても、大体この部屋だよというのでよろしいんでしょうかというのが1点目。

2点目は、その上で想像で聞きますと、多目的ホールというのが今の中央公民館の大会議室だと思うんですが、こここのところはステージもないですし、袖というんでしょうか、舞台に入る袖もないのに、この2,000円、確かに200円安い。前より高いのか少ないのか、これだけではちょっと分からんんですけども、もうちょっと金額が安くてもいいんじゃないかという、そういう配慮はいかがだったでしょうか。2点。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 認君） 議員から、10ページの使用料のところですか。表を載せてございまして、各部屋の使用料を載せてございます。その区分としていろいろな会議室だとが名称も変わっておりますので、部屋の位置は載せなくていいのかということですが、条例の中にはその位置図まで載せるということはございませんので、今の新旧対象表を見ていただいたとおり、今の現行の規定でも位置、部屋の位置までは載せてございませんので、条例上はこういう同じ書きぶりにさせていただ

いております。

今回、使用料の改正に当たり、本当に村民の皆さんとの声を聞きながらということで、午前中にも説明をさせていただいたとおり、右側の旧使用料においては、平常時、冷暖房使用時という設定になつておりますが、冷暖房をするとした場合には倍の金額になっている。これは中央公民館の場合ですが、それでも、こうしたものを整理をして全体的に引き下げております。その引下げに当たっては、近隣自治体の市町村の類似施設の使用料等も参考にしながら引き下げたと。なので、よく見比べていただければ、かなり下がっているところが確認できると思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第93号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第5 議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 議案第96号 財産の取得について（防災中秋機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）について説明をさせていただきます。

議案書につきましては16ページでございます。議案参考資料につきましては20ページをお開きください。

まず、議案書16ページをご覧ください。

取得する財産の表示、備品一式でございます。

取得価格1,798万5,000円、うち消費税及び地方消費税に相当する額163万5,000円。

契約の相手方、所在地、群馬県高崎市八島町20番地、KSビル4階。名称は、有限会社近藤金庫店でございます。代表者、役職及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、議案参考資料20ページをご覧ください。

趣旨・目的です。

事業の名称、令和7年度榛東村防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務でございます。

目的等、新たに整備する榛東村防災中枢機能施設公民館のみんなの広場、みんなのテラス及びしごと学習スペースで使用する備品を整備するものでございます。財源といたしまして、再編関連訓練移転等交付金基金を充当いたします。基金残高につきましては、記載のとおりでございます。

取得する財産ですが、備品一式と記載しておりますが、みんなの広場、ソファ、テーブル、みんなのテラス、テーブル、椅子、しごと学習スペースのテーブル、椅子でございます。

納入期限につきましては、令和7年12月1日まで。

関係法令、予算措置の状況は、記載のとおりでございます。

こちらの契約の相手方につきましては、今回は公募型のプロポーザル方式により決定をさせていただいてございます。そのため、議案書、すみません、後からお配りした補足資料で若干また説明をさせていただきたいと思います。

補足資料の議案第96号をご覧ください。

まず、95号、96号の補足資料が皆様のお手元に到着するのが遅くなつたこと、また、それぞれの書きぶりというんですか、書き方が片方はですます調、片方はである調ということで、統一ができなかつたことをまず申し訳ありませんでした。今後、統一を図っていきたいと思います。

まず、プロポーザル方式について説明をさせていただきます。プロポーザル方式による業者の選定では、従来の入札方式とは異なり、価格だけでなく企画力や経験を重視するため、業務の目的を達成する上で最適な提案を選ぶことができるものです。また、業者選定後の協議や交渉を通じまして、内容をよりよいものに変更することもできます。本業務におきましては、業務目的を達成するためプロポーザル方式による業者の選定を採用したものでございます。

プレゼンテーション審査に当たっては、資格や経験、性別などを基に多様な職員を審査員としたほか、建築設計を行つていただいたヤマシタ設計の担当者にも参加をしていただいております。結果、公募した結果、参加申込み1者ということで、そちらの1者に対して審査を実施し、600点中468点という結果であったため、同者を優先交渉者として決定し、仮契約に向けて交渉を進め、本日、皆様にお詫びするものでございます。

業者選定までの流れですが、まず4月にホームページ上で実施要項の公表をしてございます。その後、5月になり質問の受付、回答を行いまして、参加申込みの受付をしてきました。参加申込みのあった業者さんと現場説明会を行つた上で、6月に企画提案書を提出していただいた。プレゼンテーション審査におきましては、令和7年6月19日に実施をし、優先交渉者としての決定を令和7年6月24日に決定。その後、その業者さんと仕様に基づき交渉を行つてきたということで、10月に仮契約の締結を行つてございます。

金額についてでございます。提案上限金額1,800万円と記載しておりますのは、これは募集要項の中で本業務を行うに当たってということで記載したものでございます。1,800万円でございます。業者さんから参加申込みのときに提出していただいた見積金額は1,798万5,000円でございました。参考

で積算金額2,844万1,402円と記載してございますのは、今回設置していただく備品類、一応一覧にして、担当のほうで実際カタログから拾い出したときに幾らぐらいの金額になるかというものを算出したところ、積算金額としては2,844万1,402円になると。その金額のものがこの見積金額で導入できることになったというところでございます。

取得する財産につきまして、各部屋ごとにもう少し詳しく台数などを記載したので、こちらはご覧いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

この財産の取得は、建物の利用の統一性をということで予算を組み替えていたということで、この契約はどんなイメージ、あの建物のどんなイメージになるような形で購入の契約が結ばるのかというのを担当課長の印象でいいんですけれども教えてください。榛名山とか浅間山とか。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 今回、公募型のプロポーザル方式を採用させていただいたと、それに当たりましては、通常はいわゆる入札方式、それが一番価格的に安くなるというのは承知をしてございます。今回は、本当に皆さん、住民の皆さんも心待ちにしている施設であるというところで、一番にイメージしたものは、館のテーマであるみんなの広場を中心とした集いとにぎわいの拠点となる施設であるということ、公民館のコンセプトとして赤ちゃんから高齢者まで、村民誰もが利用しやすく集える施設、村民に愛される施設というテーマでございますので、まずは一番にその部分から考えたというところです。

もう少し細かにお話をいたしますと、実施要項のところに本業務の目的ということで書いてございます。みんなの広場及びみんなのテラスは、榛東村に新たにオープンする公民館のエントランスホールであり、同施設の顔となる場所である。「赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしいむらづくり」をコンセプトとし、地域住民の交流とコミュニティの促進、施設のイメージ向上と快適性の提供を目的としてソファやテーブル、部屋の備品を購入すると。しごと学習スペースは、地域住民の多様な学習活動を支援し、学習効率の向上に貢献することを目的としたスペースである。子どもから高齢者まで誰もが安全かつ快適に利用できる環境を提供するとともに、グループ学習、個人学習、ＩＣＴ

を活用した学習など、多様な学習スタイルに対応できる柔軟性を備えている備品を選定する。そうしたものから、両スペースともに公民館全体のデザインや雰囲気に調和し、村民に親しまれ、愛される地域性を生かした空間を創出するとともに、持続可能な社会に貢献できる製品を選定するということで実施要項の中に業務目的として書いてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君）ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第96号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時45分休憩

午後3時58分再開

○議長（善養寺 孝君）会議を再開いたします。

ここで一倉総務企画課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君）先ほど報告第12号のときに中島議員のほうからご質問のございました制服に関して、村が発注した制服、こちらにつきましては日本消防協会と同じ形で協会型と呼ばれているものでございました。

以上でございます。

◎日程第6 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君）日程第6、委員会議案審査報告を議題といたします。

議事日程第7及び第8の議案について文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

[文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君）本日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

本日午後1時52分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第93号 棟東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び棟東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、営利目的での施設利

用を可とする規定を設ける理由、新施設の使用の制限の規制、中央公民館の廃止規定、新施設の設置規定の両方を設ける必要性の検討、新施設の名称の選定、新施設の職員、持込み電気器具として想定しているもの、新施設利用者の設備電源の利用について質疑がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）につきましては、プロポーザル方式による業者の選定について質疑がありました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

令和7年11月7日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 委員長の報告は終了しました。



◎日程第7 議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 2点ほどございます。

1点は、今の委員長報告に見当たらなかったんですが、今の中公民館から新しいこのしんとぴあに替わるのに当たって、維持管理費が約3倍とかかかるということで、やっぱり面積的には2階を平家にした程度と聞いておったんですけれども、その予算、ランニングコストをもっと少なくするというような質疑はあったのでしょうかという点が1点と、もう1点は、今、委員長の報告にもございましたけれども、議案書10ページ、物品、持込電気器具1キロワット以下、1基50円ということですが、これは学生等でも1キロワット以下は取るということとの解釈を委員さんはされたでしょうか。

以上2点、お願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君発言]

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 施設の利用に関するものに関しては、質疑にございま

せんでした。

もう1点の50円の学生ということなんですが、規定的には持込み器具の電気器具の50円、スマホタブレットということで50円ということは出ましたが、そのほかの学生に関してはなかったと思います。質疑になかったと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第93号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例及び榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の举手を求めます。

[賛成者举手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 議案第96号に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の業者選定では1者のみの応募であり、総務省推奨の再公告や一般競争入札等への切替えもしていないというところで、最適な提案を選ぶというプロポーザル方式としてのメリットに乏しく、競争性に欠けます。また、選定基準から評価までの流れの資料の提示、説明において、透明性の観点からも承認する材料が十分でないため、今回は賛成しかねます。

今後、プロポーザル方式の議会への中間報告や応募状況に応じた手続の見直しを行うなど、契約事務の透明性を高める仕組みづくりを強く求めて、議案第96号への反対討論を終わります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

賛成討論を許可いたします。

10番生方勇二議員。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 議案第96号について賛成の立場で討論を行います。

議案第96号 財産の取得について、みんなの広場等備品購入業務につきましては、午前中の議員全員協議会においても説明をいただき、また、文教厚生常任委員会に付託されました中でも十分に説明をいただきました。

その中で、採用の方式としても最も最良な形で備品等を使用することができるよう配慮したための方策でありまして、これらの内容を十分説明いただき理解ができる内容がありました。

よって、私は、この議案について賛成をすることにいたします。賛成の討論とさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ただいまの反対討論、賛成討論を拝聴いたしまして、議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）について反対の立場で討論させていただきます。

ここに、小さな榛東村では大きな買物をしたわけでございますから、やっぱりその入札方式というプロポーザルという最も適した方式だったと思いますけれども、1者のみというところがいささか努力が足りなかつたのではないかということ、やっぱりお金をかけていいものを村民のために入れていただきたいという意味から考えると、今回、文教委員会の中でご議論いただいてそのようなことが透明にならなかつたということの中で、今後のプロポーザルということに指摘をさせていただく意味をもって、この議案第96号 財産の取得について反対をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 賛成討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第96号 財産の取得について（防災中枢機能施設整備事業 みんなの広場等備品購入業務）を、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成9、賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について提案説明をさせていただきます。

議案書は5ページ、議案参考資料は6ページとなります。

最初に、議案書5ページをお開きください。

榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について提案をするものでございます。

6ページをご覧ください。

榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

榛東村児童館の設置及び管理に関する条例（昭和58年榛東村条例第4号）は、廃止するとしております。

以下、附則といたしまして、1項、この条例は、令和7年12月1日から施行する。つまり、廃止が12月1日ですので、開館は11月30日までと定めるものでございます。

2項といたしまして、榛東村ちびっ子広場設置条例中に「児童館」という名称がございまして、これを「小林沢」に改めるものでございます。

議案参考資料7ページをご覧ください。

榛東村ちびっ子広場設置条例の新旧対照表でございます。

右側「児童館」を、左側「小林沢」に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、8月21日に議員全員協議会で説明したとおりでございます。

昭和58年4月に開館をいたしました榛東村児童館でございますが、多くの子どもたち、利用者の皆様、地域の皆様から愛されましたことに深く感謝申し上げ、提案理由とさせていただきます。ありがとうございました。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番宮崎議員。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 先ほどの全員協議会でいろいろなちょっと私も定義を、児童館の定義について話をさせてもらったんですが、これは一部防災センターのほうに移行するということで、法律的には児童福祉法の問題と社会教育法の問題が出てくるんで、なかなか難しいかなと思うんですけれども、あるこの児童館を今使用している人たちからちょっと話を伺った中で、これは無理かそうじゃないかというのは、また検討してもらえばいいと思うんですけども、今回附帯決議を提出してどうのこうのという話もあったんですけども、できれば、この全然意味合いが違うんで、法律的に意味合いが違うんで、それで、今、午前中の全員協議会で児童館を要するに長岡の集会所に、今、要望がありますよとか、いろいろ1区から3区まで要望がありましたよね。それはそれでいいと思うんですけども、これを何とか半年とか1年とか3か月でもいいんですけども、12月1日に閉館するという、今、話を聞いたんですけども、もう少し併用して保護者の方たちの意見というか、そういうのを見てもいいんじゃないかなと私個人としては思いましたんで、それで、これはそういう要望書を受けていたときに、これは村上課長のほうにお伺い、提出、柳岡さんと一緒に提出していただいたんですけども、その中で、今、富澤課長が言った、本当に長い間ご苦労さまでしたという、今、話が出ましたよね。このやめるときに、やめるというか、説明するときに、何十人でもないけれども、主要なメンバーが来て、また要望書で署名したメンバーがそこの中にいるんですけども、その人たちの話をちょっと私が伺ったときに、物すごく意に感ずることがあったんで、それだけちょっと話をさせてもらって、あとは……

○議長（善養寺 孝君） 宮崎さん、質疑をお願いします。

○4番（宮崎法文君） それで、そうそう、だから、これについて今言った併用できないかと、今の児童館をもう少し併用したほうがいいんじゃないかというのが1つの今提案なんです。それが今言ったように、児童福祉法と社会福祉法の関係があって、向こうに行ったときに果たして今の児童館の考

え方がそのまま向こうに反映できるかというと、そういうことも難しいと思うんで、その辺の話から要望書の話を、今、私がしているんですけども、それで、した中で、やっぱりこの辺も考えて……

○議長（善養寺 孝君） 宮崎さん、質疑、要望はまた。

○4番（宮崎法文君） そうですね、考えてもらって、それで、また結論をいただければありがたいなど、こういうふうに思うんですけども、以上です。

○議長（善養寺 孝君） 質疑、何を聞きたいんですか。

○4番（宮崎法文君） だから、いかがですかということなんですかとも、富澤さんでも誰でも。

○議長（善養寺 孝君） 条例の廃止に対し……

○4番（宮崎法文君） 廃止について、廃止しちゃうと、もうこういう意見を述べられないなと思ったんで、今、話をしているというだけで。それをどうですかという、そういう話ですよね。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 大変ありがとうございます、ご質問をいただきまして、誠に感謝申し上げます。

経済面だけで言うわけでは決してないんですけども、具体的には予算も年度当初におきましては9月いっぱいスタッフの報酬のほうですが、年度当初におきましては6か月間の9月末までだったんですね。それで、途中で補正をさせていただきまして、11月末までのご議決をいただいておりまして、その運営するための予算がないというのがございます。

また、現在のところは、新施設のオープンと同時に現児童館と同様の職員を配置する予定も現在のところはございませんので、提案、施行日等を変えるつもりは現在のところございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

3番柳岡議員。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 今回の条例を廃止するに当たって、今回、榛東村の児童館が終了するということで、長い間すごく多くの方が利用していただきました。これは村民の声の一つでもあるんですが、せっかくいろいろな子どもたちが育って大人になっていくこの過程、児童館という役割をしっかりと果たしてもらった施設もしくは……

○議長（善養寺 孝君） 柳岡君、条例廃止に対しての質疑だよね。

○3番（柳岡利精君） 条例廃止。

○議長（善養寺 孝君） 要望じゃなくて。要望と質疑は違うんで。質疑をしてください。

○3番（柳岡利精君） この条例を廃止するに当たって、閉じるイベント、終了時のイベントとかを検討していらっしゃいますでしょうか。住民の声ですね。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 現在のところ予定しておりません。ご可決をいただいても、本日11月7日となっておりますので、どうぞご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） この廃止に当たって、保護者のほうから、廃止後、イベント、閉館に当たつてのイベントをさせていただけるかどうか、そういう要望が出ているんですが、それについて。

○議長（善養寺 孝君） 要望は駄目だ、質疑。

○3番（柳岡利精君） そういうことを、借りることが可能かどうか、お考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 大変ありがたいイベントであり、かつ、保護者の方からのご要望かと思います。ただ、お話のほう、詳細のほうを聞いておりませんので、また、この議会後にお話のほうがあれば、ぜひ検討したいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 条例廃止後に、廃止することに伴い、ちびっ子広場に名称変更ということで、小林沢ちびっ子広場、児童館がなくなりほかの施設となった後の利用法の違いとしまして、ちびっ子広場の利用規定といいますか、どのような利用方法になるのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問、議案書の6ページ、附則の2の部分になるかと思われます。今現在、児童館ということで利用されている敷地内にちびっ子広場という名称で遊具が設置されてございます。この遊具は引き続き利用できる状態ということで、こちらにつきまして、議案参考資料の7ページのほうを併せてご覧いただければと思いますが、条例の新旧対照表にございますとおり、ほかの地域のちびっ子広場も小字に名称がなっているもの、また設置されている施設の名称等になっているものがございます。そういう取扱い上、今回、児童館を閉館することにより場所の特定がしやすいように小林沢という名称に改めさせていただくと、そういうものでございます。ちびっ子広場が利用できないとか、そういうところまではございませんので、施設についてはそのままちびっ子広場を利用いただくという状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君）ほかに質疑ございませんか。

9番 中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君）先ほど担当課長から説明があったように、8月に全員協議会で機能移転と聞いたんですが、児童館の機能というのは、児童福祉法による第40条で児童厚生施設と、その中で集会場、遊戯室、図書室及び便所というんですけれども、この遊戯室しかしんとぴあに行かないというところで、一部移転と最近変わったようですが、8月の全員協議会では機能移転、箱が変わると認識しておったんですが、そのような認識がどこで変わったのか教えてくださいということが1点。8問ありますので、そのうちの1問目です。

そして、この児童福祉法の児童館を設置すると交付金等……

○議長（善養寺 孝君）中島さん、8問も続けてやるんですか。

○9番（中島由美子君）だから2問ずつと議長が決めたから、最初の2問ですと今言いました。

○議長（善養寺 孝君）8問ってどういう意味。

○9番（中島由美子君）会議規則変更になっていますから、事務局長に聞いてください。

○議長（善養寺 孝君）なっていないそうです。なっていない。6問にして、6問じゃなくて、1回に2問で、取りあえずお願いします。

○9番（中島由美子君）1回に2問です。暫時休憩か、これ。

○議長（善養寺 孝君）休憩していないですよ。

○9番（中島由美子君）事務局長がそういうふうに言っているんですね、確認したら。

○議長（善養寺 孝君）言っていない。

○9番（中島由美子君）違う、違う、今、2問だって言っているんですね、今。

○議長（善養寺 孝君）だから、取りあえず2問にしてください。

○9番（中島由美子君）会議規則で本会議場で決めたんだけれども、分かりました。

じゃ、1問目、言いますよ、もう一回。いいか、1問目は分かったかな、児童福祉法の全協では機能移転ということで、集会室、遊戯室、図書室及び便所、便所と遊戯室は動いたんですけども、それがいつ変わったのかということと、児童福祉法の児童館には補助金なり交付金なり、特別交付税措置されていると思うんですけども、そのお金の金額は幾ら来ていたのかというのを教えてください。

○議長（善養寺 孝君）暫時休憩します。

午後4時26分休憩

午後4時53分再開

○議長（善養寺 孝君）会議を再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長（善養寺 孝君） ここで申し上げます。本日の会議時間は、会議規則第8条第1項の定める会議時間内に全ての日程の終了が見込めないため、延長いたします。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 中島議員さんのおっしゃいました1問目の8月21日全協で機能移転、いつ変わったのかということでございますが、今、8月21日全協資料が手元にございまして、こちらのほうを述べさせていただきますと、最後に、みんなの子ども部屋の概要を述べますと、面積154平米、現児童館は約150平米ございます。屋内に遊具や絵本などを用意し、主に未就学児から児童及びその保護者の交流の場所としての利用を想定しておりますと申し上げております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 學君発言]

○総務企画課長（一倉 學君） 先ほどの2点目の質問でございます。

児童館の特別交付税、特交はということでご質問がございました。特別交付税につきましては、該当はございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 全協では、機能移転という言葉を使っていましたけれども、今のお話のとおりという会議録であれば、そうで結構です。

9月中旬に、13日に児童館で住民向けの機能移転について説明したときには、機能移転という言葉が使われておったと思います。それについて、その後、いつ変わったのかということと、同じく交付税、特交にはなかったということ、これ、児童福祉法がありますので、何らかの交付金、交付税が来ているのではないかと思いますけれども、あれば、それを教えてください。

以上2問。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 9月13日のお話でございますが、こちらのほうは、利用者説明会を行っております。総勢18名のご参加をいただきました。児童館について機能移転をする理由について、今後のスケジュールについて説明を行い、質疑をいただきました。質疑内容といたしましては、新施

設のスタッフについて、新施設の概要の質問について、新施設の運用ルールについてなど、さらに現児童館の跡地利用の計画はあるのかなどの質疑応答がございました。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 普通交付税につきまして措置されているということでございまして、現在、県のほうへ金額、積算根拠等を確認中でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、普通交付税、交付金等を聞いていただいたのは、職員の給料等に該当する交付税措置がされているとすれば、児童福祉法に基づく第38条、児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならぬという義務規定があります。義務規定があるので、交付税算入されているだろうと、言い方は何らかの財源措置がされているだろうと考えています。そうした場合には、やっぱりこれ廃止をせずに、今後とも榛東村児童館、ましてこの中央公民館が機能の一部は移転、遊戯室は移転されますけれども、38条の職員のところは予算がないというようなことを聞いておりますので、そこについて、もし交付税措置があれば職員を置いていただくことが可能かどうか、また、この児童館という児童福祉法の児童館をまた再考することができるのかどうかお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） その新施設いわゆるしんとぴあにスタッフを置けないか、児童館機能施設のその機能においてスタッフを置けないかというご質問かと思うんですが、現在、廃止のお話になりますので、ちょっとそちらは答えることができません。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時休憩

午後5時4分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 今どのくらい交付税措置があるかというのは、調べてみないと正式には分からぬですし、実際その交付税措置で算出した金額が本当にそのまま入っているのかというところも、国の交付金の算定基準としてはあっても、実際それが本当に入っているかと難しい部分もあって、ただ、毎年、児童館の運営費は決算書を見ていただければご確認していただけると思うんですけども、こここのところ人件費等も水準が上がって伸びてきていて、令和6年度決算上だと500万円、600万円近くになっていると。その600万円を全部国の交付税なり、そっちで賄えるほどは来ていないんじゃないかと、今、課長たちと話して、そんなにほかの施設も含めてもそれで全部が賄える金額は来ていないと、そういう我々は認識しておりますので、やはりそれを継続していくというのは、財政面のその話になると、本当に厳しいという状況であります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第92号につきまして、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。会議規則第36条第2項の規定により、本議案の委員会付託を省略することについて採決を行います。

議案第92号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成10、賛成多数。

よって、議案第92号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

9番中島由美子議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 議席9番中島でございます。

議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

榛東村児童館に係る法令等は、児童福祉法の第40条で児童厚生施設として位置づけられております。この児童厚生施設というのは、児童等の健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とするとされております。第6条で児童厚生施設の設備の基準というこ

とで、榛東村の場合は、第37条の2の児童館等屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けることとあります。とても大事なところに（職員）とありまして、第38条、児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならぬと、大変少子高齢化と言われています。本当に榛東村でも少子化が進んでおります。児童の遊びを指導する方がいらっしゃる施設を廃止するとなると、榛東村にはこの児童福祉法の第40条の施設がなくなるということになります。図書館法の図書館も榛東村にはございません。未来を担う子どもたちの施設が1つなくなるということは、子どもたちにとって責任ある対応とは思えません。第39条、遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項と、第39条、児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るよう、これを行うものとするとあります。まさに少子高齢化に必要な施設と考えますので、議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について反対いたします。

○議長（善養寺 孝君） 賛成討論を許可いたします。

6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

児童の健康増進や情操の涵養のために児童館というものは設置されるものではありますけれども、現在、放課後子ども教室や休日子ども教室でボランティアの方々のご協力の下、児童に指導をいたしたり、未就学児は各保育園・幼稚園・こども園に支援センターがあり、同じような指導を受けることも可能となっている時代となっております。また、一部の機能が新公民館に新しく移転するということで、そちらでも一部の機能が移転されるということをお聞きしましたので、今回は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第92号 榛東村児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成10人、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第94号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第94号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 學君発言]

○総務企画課長（一倉 學君） 議案第94号 榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

こちら、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書をご覧ください。13ページでございます。また、議案参考資料は16ページをご覧になってください。

提案理由についてご説明申し上げます。

榛東村防災中枢機能施設、こちら供用開始、先ほど同意いただきました。そして、榛東村児童館及び榛東村中央公民館を廃止することに伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正となるため、2条立てとなつてございます。

初めに、第1条において、別表中、1固定系、屋外受信装置、第3号「児童館」を「小林沢」に、2移動系、半固定局、第4号「北部保育園」を「北部こども園」に、同じく第8号「榛東村大字長岡1404番地 児童館」を「榛東村大字長岡1404番地1 小林沢」に改正するものでございます。

児童館につきましては、廃止に伴い、従前の例により小字の表記に修正するものでございます。

北部保育園につきましては、令和7年4月から北部こども園に認可され名称が変更されておりましたが、条例がそれに対応していなかったことに伴い、今回の改正に併せて修正するものとなつてございます。こちらにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

榛東村大字長岡1404番地、児童館につきましては、児童館の廃止に伴う小字への表記の修正及び枝番の追記を行うものでございます。

続いて、第2条において、別表中、1屋外受信装置、第12号及び2移動系、半固定局、第11号「中央公民館」を施設の廃止に伴い「御堀」に改正するものでございます。

前述の改正と同様に、中央公民館につきましても、廃止伴い、従前の例により小字の表記に修正するものでございます。

議案参考資料16ページをご覧になってください。

こちらは、先ほど説明申し上げました趣旨・目的、概要、記載のとおりでございます。

また、17ページから18ページが新旧対照表となっておりまして、左側が改正案、右側が現行となつております。

議案書に戻りまして、14ページをご覧になってください。

こちら、附則といたしまして、この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年12月20日から施行するとなります。なお、第2条の施行日につきましては、新しいしんとぴあの条例施行日に合わせたものとなってございます。

以上で議案第94号の説明を終わります。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第94号につきまして、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。会議規則第36条第2項の規定により、本議案の委員会付託を省略することについて採決を行います。

議案第94号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、議案第94号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第94号 森東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第95号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結について

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第95号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第95号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は15ページをご覧になってください。

工事の名称、令和6年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業外構工事。

変更金額、変更前2億240万円から変更後1億9,561万3,000円で678万7,000円の減となります。

契約の相手方、契約の相手方につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、議案参考資料の19ページをご覧ください。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

当該工事は、令和6年12月9日の定例会において本契約のための議決をいただき、工事に着手いたしました。当該工事につきましては、当初、債務負担行為により工事を実施しております。なお、今回は、議案参考資料の概要、中ほどの変更概要をご覧になってください。

変更の概要といたしますと、アスファルト舗装工の減、置換工の減、インターロッキング舗装工の減、側溝工の減、また掘削工の増、残土処理工の増となってございます。変更減額といたしまして678万7,000円の減額をしたく、当該工事に係る防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

なお、工事の内容、詳細な内容につきましては、担当所属の生涯学習課から説明申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 私のほうからは、議案参考資料とはまた別にお配りをさせていただきました補足資料で説明をさせていただきたいと思います。

補足資料の1番、2番、総務企画課長が説明したとおりでございますので、3番の変更理由からご説明申し上げます。

変更理由です。当該工事につきましては、昨年から着工し建物本体工事等との調整や現場での協議を行いながら、順調に進めてきていただいております。

今回の変更理由といたしまして、各工種における数量確定（数量見込み）に伴い変更契約の締結を行おうとするものですが、当初契約（設計時）から変更となる主な工事について、以下のとおりに記載してございます。

1つ、給食センターの厨房除外設備の周りがコンクリートで施工されたため、舗装工及び山碎置換工を減工するものです。

1つ、側溝工の施工をしなくても、雨水処理に影響がないことが確認できた場所の側溝工を減工す

るものです。

1つ、公民館の出入口の周りを広くするため、のり面の土砂を掘削し残土処理を増工するものです。

その他、図面の精査や施工実績などによる増減もあり、変更後の契約金額（数量確定）の積算をしたものでございます。

その下に工事種別（金額による）増減ということで内訳を記載してございます。一部、説明した中で給食センターの厨房除外設備周りの部分について、さらにもう少し説明をしたいと思います。

給食センターの厨房除外設備周り、この設備につきましては、油脂など油ですね、油脂などを取り除くための設備を設置、給食センターの南側にしておりますが、その周辺や建物周りですね、駐車場など、そういう部分のアスファルト工が要らなくなったりました。理由につきましては、本体工事の際に機械設備工事の中で、コンクリート施工をもう実施していただくようになりましたので、その部分のアスファルト工が不要になりました。その金額の減工が大きな部分を占めていると思われます。

雨水排水設備数量の変更につきましては、公民館北側の側溝につきまして、現場の状況から施工を取りやめたと、不要になったというふうに伺っております。

そうした増工、減工の積み上げによりまして今回の積算金額に至ったということです。なお、積算につきましては、群馬県建設技術センターに当初設計もお願いしております、工事施工中も工事施工監理業務委託ということでセンターの職員によるチェックをしていただいております。今回の数量計算におきましても、当該センターにお願いをして積算をしていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番宮崎議員。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） まず、くだらないことを聞くんですけども、この差額の678万7,000円があるじゃないですか。これはどこかへ移行というか、何というか、その辺が書いてないんで聞いてみたかったんですけども、どうでしょうか。差額分の処理。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員の差額分678万7,000円ということでございます。こちらは不用額ということでございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今ご説明いただきました当初の契約が令和6年12月9日ということで、前議員の飯塚さん、飯塚村議が質問されていたと思うんですが、この構成する3社の600幾万という金額が減額になるんですけれども、その構成する人のところの減り分といいましょうか、そこはどんなふうな形になるんでしょうか。分かつたら教えてください。

あと、もう一つ、それと、あと、今、補足資料で説明がありましたけれども、技術センターで数量をはじいていただいているということなんですねけれども、単純なこの工法がアスファルト舗装とかあるんですけども、これ割る、その単価で割ると数量が出てくるという計算でよろしいのかどうかということ、そういう考え方でいいかどうか教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員のほうから質問ございました共同企業体JVというところでございます。

こちらにつきましては、条件は、結成条件によるところでございますので、その金額内訳につきましては、こちらで把握してございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 参考資料としてお出ししました工事の内訳、それが割り返したりすることで内容が分かるかということなんですが、非常に複雑です。実際の工事、積算をいたしまして直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、そういうものを積み上げましてこの金額が出ております。なるべく丁寧に説明をしたいということで、今回、積算したものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございました。

その中でコンクリート、アスファルトのところをコンクリートにしたから安くなったという説明だったと思うんですが、そこは搬入の車が通るところですか。通らないところですか。コンクリートとアスファルトの強度とか、ゆがんだり壊れたりという、そのもともとの目的に耐えるものなのかというところと、もう一つは、側溝の施工をしなくてよくなつたというのは、雨水計算をしてそういうふうにやると決まったんだと思うんですけれども、だけれども、見ていたら要らないということなんでしょうか。雨水計算をやり直したら、今のこの洪水といいましょうか、何でしょうか、こういうのに耐え得るということになったのか、雨水計算をしてやったか、それとも見た目でやったのか、今後どうなるかということが分かつていたら教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） アスファルト工が大分不要になったので、割と大きな減工を占めていますという説明した中でのご質問でした。

その厨房除外設備につきましては、同設備を施工する中で設備の保護や施工性の観点からコンクリート仕上げに変更したということで、強度上は問題ないということでございます。

本体工事といいましても、機械設備工事の中で施工していただいたので、今回不要になったということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） そうすると、これらの部分については、今後、よく始まってすぐ変更が出てくるというようなことにはならないだろうということでおろしいでしょうか。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 今の質問。

生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 認君） 最終的な積算というふうに捉えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 先ほどの給食センターのところでコンクリートで、機械設備のときに本体工事で行ったコンクリート施工ということですけれども、そうしますと外構工事というのは、一旦引渡しが済んでから始まったことでありますので、早めの段階で施工必要ないと分かったのかなと思うんですけれども、この中の増減が分かった時期というのはどのぐらいの時期なんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 認君発言]

○生涯学習課長（村上 認君） 外構工事に着工したのは昨年12月から外構工事に着工していただいております。本体工事につきましてはそれ以前から始めていただいて、敷地内には現場事務所も建っていたりする中での外構工事に着手をしていただいた。当然、工程表によって進めてきていただいておりますが、日々調整をする中で出てきたもので、この申し上げました厨房除外設備につきましては、その設備を設置する段階でそのように変更していったということで、すみません、詳しい時期までは申し上げられませんが、設備を設置する段階で協議の上、変更をしたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 現場を見ていないのでイメージが湧かないんですけども、公民館出入口の周りを広くするためということで、どのように広く、どの程度広くなったのか、イメージ図、図面とか施工図なんかはあるんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時33分休憩

午後5時34分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 当初の計画から変更させていただいたものなので、図面はございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） その資料を皆さんにお配りいただくということは、議長に言うのかな、できますか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほど須田議員から図面ということで、図面がないと採決に問題があるのかと思うんですけども、資料請求したほうがいいと思う人は挙手してください。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成少数。

よって、先ほど須田議員の資料請求は否決いたします。

ほかに質疑ございませんか。

3番柳岡議員。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 補足資料で頂いている3の工事種別、増減のところなんですが、こちらのほうちょっとボリューム感が少し分からないので、どのくらい増減されたのか、元幾らであったもの中からどのくらい減ったのか、どのくらい増えたのかというのを、大きなところで構いませんので、ご説明いただけとありがたいです。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 補足資料の3番のところです。工事種別、金額による増減ということで資料を作成しましたが、ちょっと規模感が分からぬということですので説明させていただきます。

まず、園路広場整備工なんですが、当初が7,330.3平米、これを6,985.9平米、マイナス344.4平米でございます。金額につきましては、アスファルト舗装ということで280万2,000円の減。

続いて、隣の置換工につきましては、当初が4,398.2立米だったものを4,123.4立米、マイナスの274.8立米、金額にしまして194万6,000円の減というところで、大きなところでいきますとその辺かと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） すみません、立米という感覚がちょっと私たちのほうにはぴんとこないので、できれば総額幾らだったものが幾ら減ったのか増えたのかという形で言っていただけと、金額でのボリューム比較というのができるので、よろしくお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時38分休憩

午後5時42分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 認君） 先ほど質問にお答えしたいと思います。

先にお断りをさせていただくんですが、なるべく金額ベースでということで職員のほうで振り分けもしまして、その上で積み上がった、直接工事費に共通仮設費や現場管理費、一般管理費などでようやく工事価格が出るんです。それに消費税を掛けたりして総額が出てきているという中で、直接工事費でお答えをさせていただきますので、今お配りしていますこの金額とは合いません。ぴったり合いませんので、そこはご承知おきをいただきたいと思います。

園路広場設備工、変更前が6,670万4,258円、変更後が6,359万7,763円、ここで増減を出すと301万6,395円というふうに出てくるんです。ここにいろいろな経費が乗つかってきますので、ここはすぐ合いませんよというお話をございます。

それから、雨水排水設備なんですが、当初が2,119万8,275円、変更後が1,966万7,738円、マイナス153万537円と。

大きなところですとそういう形で、全て変更前、変更後ということで積算した上で積み上がって出てきた減額は、先ほど申し上げた670万強の減額でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君）ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第95号につきまして、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定されました。会議規則第36条第2項の規定により、本議案の委員会付託を省略することについて採決を行います。

議案第95号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君）全員賛成。

よって、議案第95号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第95号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君）全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉　　会

○議長（善養寺 孝君）以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和7年第7回榛東村議会臨時会を閉会いたします。

大変遅くまでお疲れさまでした。

午後5時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善養寺 孝

榛東村議会議員 一倉 靖子

榛東村議会議員 柳岡 利精